

新発田市教育委員会令和6年2月臨時会 会議録

○ 議事日程

令和6年2月7日(水曜日) 午後1時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 小会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議事

議第48号 専決処分の承認について

(令和5年度新発田市一般会計補正予算(第11号)について)

議第49号 新発田市学校運営協議会規則の制定について

議第50号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について

日程第3 その他

(1)令和6年新発田市議会2月臨時会報告

(2)令和6年度学校給食単価の改定及び給食費支援事業の実施について

(3)新発田市教育委員会交際費支出基準の制定について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし 教育長
関 川 直 教育長職務代理者
笠 原 恭 子 委 員
村 川 孝 子 委 員
山 崎 由 紀 委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長 鶴 卷 勝 則
教育総務課長 橋 本 隆 志
学校教育課長 中 野 隆 一
学校教育課教育センター長
阿 部 英 幸

○ 書 記

教育総務課長補佐 本 田 陽 子
教育総務課教育総務係長
小 島 貴 志

○ 議 事

○工藤教育長

ただいまから、教育委員会令和6年2月臨時会を開会いたします。

本日は、配布させていただきました差し替えの日程表のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」であります。山崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、「日程第2 議事」に入ります。

はじめに、「議第48号 専決処分の承認について（令和5年度新発田市一般会計補正予算（第11号）について）」の審議を行います。鶴巻教育次長から説明をお願いいたします。

○鶴巻教育次長

議第48号について御説明いたします。令和5年新発田市一般会計2月補正予算のうち教育委員会所管分について、市議会2月臨時会に議案上程するため、教育長の専決処分とさせていただきますので、教育委員会の承認を得たいというものであります。

この度の臨時議会では、国の「重点支援地方交付金」を活用して市が実施する物価高騰対策に要する経費、国の施策として実施する「低所得者支援及び定額減税補足給付金」の支給等に要する経費のほか、松くい虫被害拡大対応のための経費などの補正予算、また国の政令改正に伴う新発田市手数料条例の一部改正などを審議いただいております。

教育委員会所管分の補正予算の内容につきましては3ページを御覧ください。教育総務課所管分のみであります。

はじめに、上段の歳出です。急激な物価高騰に伴い、令和5年4月から学校給食単価の値上げ改定を行ったところでありますが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、値上げ改定分について、公費による支援を実施しております。しかしながら、給食で提供している牛乳と主食である米の調達価格が年度途中で更に値上げされました。物価高騰は継続しており、保護者の皆様に御負担いただいている給食費と市からの支援金では給食の質・量の維持が困難になっている状況であることから、令和6年3月までの給食に対して追加支援を実施するものであります。また、令和6年度も再度給食単価の値上げ改定を行わざるを得ない状況であります。子育て世帯の経済的負担の激変緩和措置として、値上げ相当分の一部支援を引き続き実施することといたしました。この令和5年度の1月から3月分と令和6年度の支援額について補正計上するものであります。歳出は以上です。

次に、下段の繰越明許費の設定についてです。

今ほど御説明いたしました学校給食費の令和6年度分の支援額について、令和6年度に繰越しとさせていただくものであります。

なお、学校給食単価の改定の詳細につきましては、この後、「日程第3 その他」において説明させていただくこととしております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。教育委員の皆様から御質問等はございませんでしょうか。

○工藤教育長

それでは、御質問等がないようですので、「議第48号 専決処分の承認について（令和5年度新発田市一般会計補正予算（第11号）について）」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第48号は承認することに決しました。
続きまして、「議第49号 新発田市学校運営協議会規則の制定について」の審議を行います。中野学校教育課長から説明をお願いいたします。

○中野学校教育課長

「議第49号 新発田市学校運営協議会規則の制定について」の御説明をいたします。議案の4ページから9ページを御覧ください。

国の方針を踏まえ、令和6年度から市内小学校1校をモデル校として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47号に基づく学校運営協議会を設置し、運営するにあたって必要な事項について定めるため、新発田市学校運営協議会規則を制定することについて、教育委員の皆様への承認を求めます。

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法に規定する特別職非常勤の地方公務員であり、委員に支払う報酬額については「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」において別途定めることとしていることから、当該条例の一部改正議案を市議会2月定例会に上程することとしております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。教育委員の皆様から御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

何か事務局から補足等があるようでしたらお願いします。

○中野学校教育課長

補足させていただきます。学校運営協議会は、いわゆるコミュニティスクールのことです。各学校区に学校運営協議会を設置することによって、コミュニティスクールとなります。以上です。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等がございましたらお願いいたします。
村川委員、何かございますか。

○村川委員

これまでも学校には評議員の方がいらっしゃいましたが、これまでの役割とは違ってくるということでしょうか。新たに選定し直すということもあるのでしょうか。

○中野学校教育課長

委員については各学校20名程度を想定しておりますが、学校評議員などを中心に役

名を変えながら委任する予定ですが、新たに選任しなければならない場合も出てくるか
と思います。今回は東豊小学校1校となりますが、東豊小学校には地域学校協働本部を
設置しておりますので、県が求めるコミュニティスクールには円滑に移行できると思わ
れます。以上です。

○工藤教育長

ほかによろしいでしょうか。関川教育長職務代理者。

○関川教育長職務代理者

今回は東豊小学校1校ということですが、今後、各校がこの制度を取り入れていくと
いう見通しはお持ちでしょうか。

○中野学校教育課長

東豊小学校1校をモデル校として得た成果等を検証し、今後各校に広げていくのか、
場合によっては当市には合わないという判断をするかについて、その都度考えていき
たいと思っております。ただ補助金をもらっている関係もありますので、そちらも含め
て国の求める方針に従い、コミュニティスクールの導入について拡大又は維持を考
えているところであります。

○関川教育長職務代理者

ありがとうございました。東豊小学校が実施した成果が大いに今後のコミュニ
ティスクールの成立に関わってくると感じています。この成果の如何に関わらず、
例えば御免町小学校、あるいは外ヶ輪小学校にも実施してもらいたい、というよ
うに教育委員会として候補を1、2校挙げていくことは考えておりませんか。

○中野学校教育課長

今のところ、地域学校協働本部は第一中学校区と本丸中学校区に設置して
おりますので、そちらを中心に考えていきたいと思っておりますが、あくまでも
東豊小学校の成果を見ながら、学校の選定を考えていきたいと思っております。

○関川教育長職務代理者

各校も学校評議員を置いて様々な活動をされていますが、コミュニティスクールは
法令に裏付けられて活動していくことになり、経費も発生してきます。東豊小
学校が手本を示してくださるわけですが、学校側がやはり非常に厳しいという
受け止めをする可能性もあるのではないかとおもなばかっています。東豊小
学校が大いに盛り上がり、ぜひ実施した方がよいという話になればよいが、
非常に厳しいという話になると、なかなか広がらないと思
います。これについては教育委員会としてどう考えればよいのか、
私も悩むところであります。教育長はどのようにお考えでしょうか。

○工藤教育長

現在の当市の地域学校協働本部には、学校と地域が一緒になって学校を作
っていき、地域の人の意見を取り上げながら学校を支援していただく、
という本来の目的があり

ます。現在は学校評議員会というものがあり、各校に無償で御協力いただく評議員がおられます。評議員に御意見をいただき、学校も方針を出して話し合いながら運営している状況です。コミュニティスクールは国が進めている事業ですので、予算もあり様々な規制がありますが、当市は新発田版として実施してきた経緯があります。コミュニティスクールは素晴らしいものだから実施した方がいい、という意見が学校現場から上がった場合には、教育委員会もそれを考慮しながら進めていきたいと思いますが、今現在は各学校が地域の方や学校評議員の皆さんと一緒に話し合いながらスムーズに進めておりますので、急激に変えていこうという考えは今のところございません。あくまでも学校の先生方が仕事をしやすいというのが一番ではないかと思っておりますので、東豊小学校には一生懸命やっていただき、それなりの成果があった場合に改めて考えていきたいと考えております。以上です。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第49号 新発田市学校運営協議会規則の制定について」を承認される方は挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第49号は承認することに決しました。

続きまして、「議第50号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について」の審議を行います。中野学校教育課長から説明をお願いいたします。

○中野学校教育課長

「議第50号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について」の御説明をいたします。議案に係る資料の2ページと3ページを御覧ください。

新発田市いじめ防止等に関する委員会委員について、委員を交代したいとの申し出があったことから、新発田市いじめ防止対策等に関する委員会条例第3条及び第4条の規定により、令和6年2月7日付で、社会福祉分野の委員を記載のとおり新たに委嘱することについて、教育委員の皆様のご承認を求めます。

令和6年3月31日までの委員会委員は、名簿に記載した6名となります。いじめ事案の協議、調査等に支障をきたすことなく行うため、御承認をお願いいたします。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。教育委員の皆様から御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

それでは、御質問等がないようですので、「議第50号 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第50号は承認することに決しました。

続きまして、「日程第3 その他」に移ります。

はじめに、「(1)令和6年新発田市議会2月臨時会報告」について、鶴巻教育次長から説明をお願いいたします。

○鶴巻教育次長

申し訳ございません。その次の「(2)令和6年度学校給食単価の改定及び給食費支援事業の実施について」も関連する内容でございますので、(1)と(2)を一括して教育総務課長から説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○工藤教育長

皆様よろしいでしょうか。

○工藤教育長

それでは、(1)と(2)を一括して橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

それでは、(1)と(2)を一括して私の方から説明させていただきます。

はじめに「(1)令和6年新発田市議会2月臨時会報告」であります。2月2日に市議会臨時会が開会され、先ほど議第48号で専決処分について御承認いただきました補正予算のうち、教育委員会所管分としては学校給食への支援について議決をいただいたところであります。本会議及びその後に行われました社会文教常任委員会の様子につきましては、配布資料に記載のとおりです。本会議では高橋芳子議員から御質問いただき、市長の方から取組についての答弁がありました。社会文教常任委員会では質疑なく、全員の賛同で可決すべきものと決し、その後再開された本会議において、補正予算議案は議決されております。

続きまして「(2)令和6年度学校給食単価の改定および給食費支援事業の実施について」の説明を申し上げます。事前送付いたしました「その他の資料」の1ページを御覧ください。

物価高騰、食材費値上げの高止まりが見られない状況であり、学校給食の質・量の維持が困難な状況となっておりますことから、昨年12月14日に開催されました新発田市学校給食協議会において、令和6年度の学校給食単価を7%引き上げることについて、承認をいただいたところであります。先ほどの議会等での状況の説明のとおり、令和6年度の給食単価はそれぞれ値上げいたしますが、値上げ相当分を行政から支援し、保護者負担については抑制するという取組を行います。この件につきましては、本日午前中に小学校、中学校の校長会が開催されましたので、各校長先生には説明をさせていただきました。保護者の皆様にも来年度の学校給食費の値上げ及び値上げ相当分を行政が支援すること、負担額の変更等について、本日付けでお知らせをする予定としております。説明は以上です。

○工藤教育長

今ほど説明があった件について、教育委員の皆様から御質問等がございましたら願

いたします。保護者負担を軽減するという事で、努力していただきました。

○工藤教育長

委員の皆様から御質問等がないようですので、説明のとおり御了承いただきたいと思います。

次に、「(3)新発田市教育委員会交際費支出基準の制定について」橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

それでは、「(3)新発田市教育委員会交際費支出基準の制定について」の説明をさせていただきます。その他資料の2ページと3ページを御覧ください。

新発田市教育委員会交際費支出基準について、新たに本年1月1日に制定させていただきました。従来から、市長交際費支出基準を参考に教育委員会の内規という形で運用してまいりましたが、判断に迷う部分、明確にすべき部分もありましたことから、改めて交際費支出基準を制定したところであります。第2条に区分表がございますが、弔慰、見舞、各種会合等の会費・祝金、贈答、その他という区分に整理し、支出金額等につきましては3ページに別表として示させていただいております。弔慰金等の対象となる役職については、教育長及び教育委員の皆様方も関係する部分があります。今後はこの基準に沿い、事案が発生した際は教育委員会交際費から執行させていただきたいというものであります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。教育委員の皆様から御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

村川委員。

○村川委員

初めてこの基準を見て感じたことですが、別表の市立学校に在学中の児童生徒の記述の中で、「学校管理下の死亡の場合のみ」とされています。学校管理下で発生した事故に関してということなのか、自宅で亡くなる場合、学校で亡くなる場合など様々な状況が想定されますが、学校管理下における事故等の場合と限定されているのでしょうか。

○橋本教育総務課長

結論から申し上げますと、各事象に応じて確認をせざるを得ないと思いますが、学校管理下、学校活動の際に亡くなられた場合は支給するという考えであります。学校管理下以外の時間帯に発生した場合は対象としない、という線引きを考えております。

○村川委員

学校管理下の時間内に死亡した場合ということでよろしいでしょうか。死亡の原因は関係しますでしょうか。

○橋本教育総務課長

表現が適切でないかもしれませんが、例えば外部からの侵入者によって残念ながら殺害されてしまった場合等、様々な事案があると思います。亡くなられたという事実に対する弔意という形で、教育委員会から執行したいと考えております。それに対する損害賠償等については、また別な観点での整理になると捉えております。

○工藤教育長

この部分は補償というものとは別に、弔慰として学校管理下の死亡の場合のみということで進めさせていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

○工藤教育長

それでは御質問等がないようですので、説明のとおり御了承願いたいと思います。その他の報告事項に移りたいと思いますが、事務局からほかに報告等はございますでしょうか。

○橋本総務課長

本日、今後の日程表は御用意しておりませんが、前回お示ししたとおり、次回会議は2月19日月曜日の9時30分から、教育委員会会議室において教育委員会2月定例会を開催する予定ですので、御予定をお願いいたします。

○工藤教育長

説明のとおり御予定いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。ほかに事務局から報告事項等はありませんでしょうか。

○工藤教育長

ないようですので、委員の皆様から御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、以上をもちまして教育委員会令和6年2月臨時会を閉会いたします。臨時会の開催になってしまい大変申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

午後2時05分 閉会

令和6年3月6日

新発田市教育委員会教育長

委員